

令和7年度 物品等入札結果一覧 (5月分)

入札日	案 件 名	落札業者	落札金額 (単位：円)
R7.5.8	古知野東小学校外10校児童・生徒用机天板	(有)富田文溪堂 江南支店	1,863,840
R7.5.9	社会資本整備総合交付金事業 物件調査委託 都市計画道路整備事業(江南通線)	太栄コンサルタンツ(株)	4,070,000
R7.5.9	舗装調査委託	ニチレキ(株) 中部支店	7,700,000
R7.5.9	道路草刈委託(2)	大興建設(株) 江南営業所	9,240,000
R7.5.9	下般若・後飛保配水場空調設備点検委託	川崎設備工業(株) 中部支社	1,133,000
R7.5.9	下般若・後飛保配水場等設備点検委託	荏原商事(株) 中部支社	18,370,000
R7.5.9	家屋管理図修正委託	(株)カナエジオマチックス	1,804,000
R7.5.9	戸籍コンピュータ機器借上	NTT・TC リース(株) 東海支店	125,510
R7.5.12	アンダーパス電気設備点検委託	名古屋電機工業(株) 中部支社	1,012,000
R7.5.15	消防用ホース	萬茂防災(株)	1,340,900
R7.5.16	国民健康保険資格確認書等印刷	カワセコンピュータサプライ(株)名古屋支店	2,167,561
R7.5.19	古知野東小学校外14校エアコン・換気扇清掃委託	(有)トータルメンテナンス・ツルミ	4,243,800
R7.5.19	古知野東小学校外14校受水槽・高架水槽清掃委託	(有)トータルメンテナンス・ツルミ	3,117,400
R7.5.19	木製背面ロッカー等一式	(株)綜合家具 ヤマケン	11,935,000
R7.5.20	小型貨物自動車(バン型)	(株)林自動車整備工場	1,375,000
R7.5.21	参議院愛知県選出議員選挙ポスター掲示場設置除去委託	(株)安藤工務店	4,675,000
R7.5.21	参議院愛知県選出議員選挙ポスター掲示板	(株)サイン工房FULL	4,378,000
R7.5.27	江南駅周辺交通環境検討委託	中日本建設コンサルタント(株)	4,730,000
R7.5.27	道路更新防災等対策事業 橋梁点検委託	若鈴コンサルタンツ(株)	8,250,000
R7.5.27	江南市障害者計画等策定業務委託	(株)名豊	2,992,000
R7.5.27	街路樹保全委託(1)	村繁造園土木(株) 江南支店	3,520,000
R7.5.27	道路草刈委託(3)	伊神工業(株)	4,125,000
R7.5.28	コピー機借上(長期継続契約)	中部事務機(株)尾張支店	35,140
R7.5.29	災害対応特殊救急自動車	愛知トヨタWEST(株) 江南店	32,010,000
R7.5.29	木曽川堤(サクラ)剪定委託	大澤造園土木(株)	4,840,000
R7.5.29	戸籍コンピュータ機器借上(端末増設)	(株)J E C C	15,840
R7.5.29	中間サーバー接続機器等一式(令和7年度更新分)	NEC キャピタルソリューション(株) 中部支店	348,436
R7.5.29	住民基本台帳ネットワークシステム用機器一式(令和7年度更新分)	NEC キャピタルソリューション(株) 中部支店	517,220

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年5月8日 午前9時30分			
物件名	古知野東小学校外10校児童・生徒用机天板			
納入場所	江南市宮後町船渡58番地外10			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 岸五	1,800,300			
有限会社 富田文溪堂 江南支店	1,694,400			決定
ニワセイ	1,835,600			
ハマヤ	1,765,000			
株式会社 総合家具 ヤマケン	1,782,650			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売 買 契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品 名 古知野東小学校外10校児童・生徒用机天板
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数 量 別添仕様書のとおり

2 契 約 金 額 金 1, 8 6 3, 8 4 0 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 1 6 9, 4 4 0 円

3 契 約 保 証 金 免 除

4 納 入 期 限 令和7年8月29日

5 納 入 場 所 江南市宮後町船渡58番地外10

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と有限会社 富田文溪堂 江南支店(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月9日

発注者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受注者 江南市南山町西100
有限会社 富田文溪堂 江南支店
代表取締役 富田 正仁

開札結果

社会資本整備総合交付金事業 物件調査委託 都市計画道路整備事業
 調達案件名称 (江南通線)

調達案件番号	2321712000012020020250005-00	管理番号	7-200
調達案件名称	社会資本整備総合交付金事業 物件調査委託 都市計画道路整備事業 (江南通線)		
工事または業務内容	別添、説明文書等参照。		
工種区分	補償コンサル	入札方式	指名競争入札
公告日/公示日等	R07.04.22	入札説明請求期限	
指名通知書発行日時	R07.04.22 (10:00) ~ R07.04.22 (17:00)		
入札書受付予定日時	R07.05.07 (08:00) ~ R07.05.08 (17:00)		
内訳書開封予定日時	R07.05.09 (08:00)	開札予定日時	R07.05.09 (10:10)
政府調達案件 (WTO)	非該当	VE提案書	なし
電子くじ	該当		
予定価格	3,990,000 円		399万 円
調査基準価格	0 円		0 円

第一回入札

No	業者名称	入札金額	予定価格 以下	基準価格 以上	調査 実施	落札	摘要
1	太栄コンサルタンツ株式会社	3,700,000	○			○	
2	株式会社石田技術コンサルタンツ	3,750,000	○				
3	株式会社三愛設計	3,790,000	○				
4	中部復建株式会社 一宮営業所	3,800,000	○				
5	株式会社大増コンサルタンツ	3,900,000	○				

開札結果	落札者決定
理由	

執行担当署名者	署名日時
総務課長	令和 7年 5月 9日 10時12分

業務委託契約書

1 業 務 名 社会資本整備総合交付金事業 物件調査委託 都市計画道路整備事業(江南通線)

2 業 務 場 所 江南市古知野町地内

3 委 託 期 間 自 令和 7 年 5 月 13 日
至 令和 8 年 1 月 30 日

4 委 託 料 金 4,070,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 370,000 円

5 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者太栄コンサルタンツ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 5 月 12 日

委託者 江南市
市 長 澤 田 和 延

受託者 名古屋市中区千代田三丁目26番18号
太栄コンサルタンツ株式会社
代表取締役 川口 英朗

2025年05月09日 09時12分



入札見積履歴

案件番号

2504182321700657091

調達整理番号

55

案件名称

舗装調査委託

予定価格

8,920,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.09 09:11

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000590201	ニチレキ株式会社 中部支店	<u>7,000,000円</u>		
2	2000288501	株式会社フジヤマ 名古屋支店	<u>8,700,000円</u>		
3	2000760600	株式会社カナエジオマテックス	<u>9,600,000円</u>		
4	2000990901	東亜道路工業株式会社 中京支店	<u>10,500,000円</u>		
5	2001027203	中部復建株式会社 一宮営業所	<u>11,000,000円</u>		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 舗装調査委託
- 2 業務場所 江南市内
- 3 委託期間 自 令和 7 年 5 月 13 日
至 令和 8 年 2 月 27 日
- 4 委託料 金 7,700,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 700,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 ニチレキ株式会社 中部支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 5 月 12 日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 名古屋市港区南十一番町2-6
ニチレキ株式会社 中部支店
支店長 山本 武馬

入札見積履歴

案件番号 2504222321700657452

調達整理番号 56

案件名称 道路草刈委託(2)

予定価格 8,653,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.09 09:17

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000406904	大興建設株式会社 江南営業所	8,400,000円		
2	2004399200	株式会社林本建設	8,500,000円		
3	2000678801	昭和土建株式会社 江南支店	8,550,000円		
4	2000505300	株式会社泰幸組	8,600,000円		
5	2000505400	株式会社林本組	8,600,000円		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 道路草刈委託（2）
- 2 業務場所 江南市中般若町地内 外6
- 3 委託期間 自 令和 7 年 5 月 13 日
至 令和 7 年 8 月 29 日
- 4 委託料 金 9,240,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 840,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 大興建設株式会社江南営業所との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 5 月 12 日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 江南市古知野町熱田29
大興建設株式会社江南営業所
営業所長 中村 宏唯

入札見積履歴

案件番号 2504182321700657093
調達整理番号 57
案件名称 下般若・後飛保配水場空調設備点検委託
予定価格 1,100,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.09 09:33

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2001051001	川崎設備工業株式会社 中部支社	1,030,000円		
2	2000541600	松本テクニコ株式会社	1,090,000円		
3	2000786601	株式会社テクノ菱和 名古屋支店	1,150,000円		
4	2000699000	足立工業株式会社	1,180,000円		
5	2000299900	大冷工業株式会社	1,190,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 下般若・後飛保配水場空調設備点検委託

2 業 務 場 所 江南市般若町中山146番地外1

3 委 託 期 間 自 令 和 7 年 5 月 13 日

至 令 和 8 年 2 月 27 日

4 契 約 金 額 金1,133,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

103,000 円

5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、発注者江南市と受注者川崎設備工業株式会社 中部支社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月12日

発注者 江南市水道事業
江 南 市 長 澤田 和延

受注者 名古屋市中区大須1-6-47
川崎設備工業株式会社 中部支社
執行役員支社長 白川 誠一

入札見積履歴

案件番号 2504182321700657095
調達整理番号 58
案件名称 下般若・後飛保配水場等設備点検委託
予定価格 17,600,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.09 09:48

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000685201	荏原商事株式会社 中部支社	<u>16,700,000円</u>		
2	2001001700	寿美工業株式会社	<u>18,800,000円</u>		
3	2001034301	横河ソリューションサービス株式会社 中部支社	辞退		
4	2000545001	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部	辞退		
5	2000302900	名三工業株式会社	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 業 務 名 | 下般若・後飛保配水場等設備点検委託 |
| 2 | 業 務 場 所 | 江南市般若町中山146番地外5 |
| 3 | 委 託 期 間 | 自 令和 7 年 5 月 13 日
至 令和 8 年 2 月 27 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金18,370,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
1,670,000 円 |
| 5 | 契 約 保 証 金 | 免除 |

上記の業務について、発注者江南市と受注者 荏原商事株式会社 中部支社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月12日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 名古屋市中村区名駅1-1-4
桂原商事株式会社 中部支社
支社長 伊藤 基之

2025年05月09日 10時35分



入札見積履歴

案件番号 2504222321700657449
調達整理番号 60
案件名称 家屋管理図修正委託
予定価格 1,730,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.09 10:34

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000760600	株式会社カナエジオマチックス	<u>1,640,000円</u>		
2	2000959901	朝日航洋株式会社 名古屋支店	<u>1,780,000円</u>		
3	2001009700	中日本航空株式会社	<u>1,800,000円</u>		
4	2000979601	株式会社パスコ 名古屋支店	<u>2,360,000円</u>		
5	2001045101	アジア航測株式会社 名古屋支店	<u>2,366,000円</u>		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

1. 業 務 名 家屋管理図修正委託
2. 業 務 場 所 江南市役所 総務部 税務課
3. 委 託 期 間 自 令和7年5月13日
 至 令和7年9月30日
4. 委 託 料 金1,804,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金164,000円

5. 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社カナエジオマチックスとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月12日

委託者 江南市
 市 長 澤田 和延

受託者 住 所 名古屋市中区千代田1丁目12番5号
 氏 名 株式会社カナエジオマチックス
 代表取締役 飯谷 哲矢

入札見積履歴

案件番号 2505022321700658741
調達整理番号 72
案件名称 戸籍コンピュータ機器借上(端末増設)
予定価格 14,840 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.29 09:18

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000600401	株式会社JECC	14,400円		
2	2000963205	三菱HCキャピタル株式会社 中部第一営業部	辞退		
3	2000898202	扶桑電通株式会社 中部支店	辞退		
4	2000287802	昭和リース株式会社 名古屋支店	辞退		
5	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	辞退		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)と株式会社J E C C (以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により戸籍コンピュータ機器(端末増設)(以下「物件」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和7年8月1日から令和13年7月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金15,840円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金1,440円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(物件の内容)

第6条 物件の内容は、別紙機器構成書及び別紙仕様書のとおりとする。

(物件の設置場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和7年7月31日までに、借受人において物件を使用できる状態に調整を完了して、江南市赤童子町大堀90番地の江南市役所市民サービス課に設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受理した日から30日以内に、貸付人に対して物件の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が物件に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は物件の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項についてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) 物件に他の機械器具の取付け又は物件を改造するとき。

(2) 物件を第7条に定める設置場所から移転するとき。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第11条 物件が隠れたる瑕疵により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(物件の据付及び調整費用等)

第12条 物件の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第13条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による3か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第2条の規定により、72か月間の物件の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第19条第2項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第14条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、貸付人と協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(物件の返還)

第15条 借受人は、この契約の解約により物件を返還する場合は、物件を搬入当時の状態にもどし、すみやかに物件を貸付人に返還するものとする。

2 物件の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 物件に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第16条 物件に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第17条 借受人は、物件の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、物件が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、物件及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第18条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、物件の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第19条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員を物件の調整等のために、借受人の了解を得て、物件の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第20条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第21条 貸付人は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3

年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 物件について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 物件について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第25条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年5月30日

借受人：江南市赤童子町大堀90番地

江 南 市

市 長 澤田 和延

貸付人：東京都千代田区丸の内3-4-1

株式会社J E C C

営業統括本部長 飯倉 義一

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和 7年 5月 12日			
業務名	アンダーパス電気設備点検委託			
業務場所	江南市五明町地内			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
名菱電子株式会社	事前辞退			
名古屋電機工業株式会社 中部支社	920,000			・差入
朝日電気工業株式会社	事前辞退			
シーキューブ株式会社	辞退			
NDS株式会社	事前辞退			

※ 上記価格に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 アンダーパス電気設備点検委託
- 2 業務場所 江南市五明町地内
- 3 委託期間 自 令和 7 年 5 月 14 日
 至 令和 7 年 7 月 31 日
- 4 委託料 金 1,012,000 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
 金 92,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 名古屋電機工業株式会社 中部支社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 5 月 13 日

委託者 江南市
 市 長 澤田 和延

受託者 名古屋市中川区横堀町1-36
 名古屋電機工業株式会社 中部支社
 支社長 増田 浩司

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年5月15日 午後1時00分			
物件名	消防用ホース			
納入場所	江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防署			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
共立防災工事株式会社	1,350,000			
有限会社愛知防災	1,380,000			
キンパイ商事株式会社 名古屋支店				辞退
イナザワ防災株式会社	1,300,000			
内外物産株式会社	1,221,000			
萬茂防災株式会社	1,219,000			落札

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売買契約書

1 物件名及び規格、品質

- (1) 品名 消防用ホース
- (2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 別紙仕様書のとおり

2 契約金額

金1,340,900円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金121,900円)

3 契約保証金

免除

4 納入期限

令和7年10月31日

5 納入場所

江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防署

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と萬茂防災株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月16日

江南市
発注者
市長 澤田 和延

名古屋市中区千代田四丁目9番6号
受注者
萬茂防災株式会社
代表取締役 瀧本 公一朗

入 札 執 行 調 書

(単位 : 円)

執行年月日	令和7年5月16日 午前 9時00分				
物 件 名	国民健康保険資格確認書等印刷				
納 入 場 所	別添仕様書のとおり				
氏 名	第 1 回 入 札	第 2 回 入 札	第 3 回 入 札	摘 要	
坪内印刷工業株式会社	2,536,600				
合同会社パトス	2,685,300				
カワセコンピュータサプライ株式会社名古屋支店	1,970,510			@ 落札	
ナカバヤシ株式会社 名古屋支店	3,182,000				
株式会社アイチビジネスフォーム	2,586,000				

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

印刷製本契約書

1 物 件 名 国民健康保険資格確認書等印刷

2 納 入 場 所 別添仕様書のとおり

3 納 入 期 限 令和7年7月15日

4 契 約 金 額 金2,167,561 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金197,051 円

5 契 約 保 証 金 免 除

上記の印刷製本について、発注者江南市と受注者カワセコンピュータサプライ(株)名古屋支店との間に別添条項により印刷製本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月19日

発注者 江南市

市 長 澤田 和延

受注者 名古屋市西区名駅3-9-37合人社名駅3ビル8F
カワセコンピュータサプライ株式会社名古屋支店
代表取締役 高橋 明良

印刷製本変更契約書

1 物 件 名 国民健康保険資格確認書等印刷

2 納 入 場 所 別添仕様書のとおり

3 変更による納入期限 変更なし

4 変更による契約金額 金176,831 円 減 額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金16,076 円 減 額

5 契 約 保 証 金 免 除

上記の印刷製本について、発注者江南市と受注者カワセコンピュータサプライ株式会社名古屋支店との間に印刷製本変更契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、この変更契約書に定めるものを除き、令和7年5月19日付けの契約書による。

令和7年7月15日

発注者 江南市

市長 澤田 和延

受注者 名古屋市西区名駅3-9-37合人社名駅ビル8F
カワセコンピュータサプライ株式会社名古屋支店
支店長 高橋 明良

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年5月19日 午前10時10分			
業務名	古知野東小学校外14校エアコン・換気扇清掃委託			
業務場所	江南市宮後町船渡58外14			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
有限会社トータルメンテナンス・ツルミ	3,858,000			落札
光洋ビル管理 株式会社	4,200,000			
昭和建物管理 株式会社	4,050,000			
新生ビルテクノ 株式会社 名古屋支店	4,000,000			
太平ビルサービス 株式会社 名古屋支店	4,500,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 古知野東小学校外14校エアコン・換気扇清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市宮後町船渡58外14
- 3 委 託 期 間 自 令和7年5月20日
至 令和7年9月19日
- 4 委 託 料 金 4, 2 4 3, 8 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 3 8 5, 8 0 0 円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 有限会社 トータルメンテナンス・ツミとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月19日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市赤童子町福住138
有限会社 トータルメンテナンス・ツミ
代表取締役 鶴見 一也

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年5月19日 午前10時00分			
業務名	古知野東小学校外14校受水槽・高架水槽清掃委託			
業務場所	江南市宮後町船渡58外14			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 アンキ設備	3,100,000			
株式会社 ジェーケー・サービス	3,050,000			
祖父江工業 株式会社	3,050,000			
東海設備 株式会社	3,100,000			
有限会社 トータルメンテナンス・ツルミ	2,834,000			落札

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 古知野東小学校外14校受水槽・高架水槽清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市宮後町船渡58外14
- 3 委 託 期 間 自 令和7年5月20日
至 令和7年9月19日
- 4 委 託 料 金 3, 1 1 7, 4 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 2 8 3, 4 0 0 円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 有限会社トータルメンテナンス・ツルミとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月19日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市赤童子町福住138
有限会社トータルメンテナンス・ツルミ
代表取締役 鶴見 一也

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年5月19日 午前10時30分			
物件名	木製背面ロッカー等一式 古知野南小学校外2校			
納入場所	江南市古知野町大塔72番地外2			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 岸五	18,500,000			
有限会社 富田文溪堂 江南支店	13,000,000			
株式会社 総合家具 ヤマケン	10,850,000			落れ
松岡建設 株式会社	18,000,000			
株式会社 吉村化工	18,400,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売 買 契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品 名 木製背面ロッカー等一式 古知野南小学校外2校
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数 量 別添仕様書のとおり

2 契 約 金 額 金 11,935,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,085,000 円

3 契 約 保 証 金 免 除

4 納 入 期 限 令和7年9月30日

5 納 入 場 所 江南市古知野町大塔72番地外2

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社 総合家具 ヤマケン(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月20日

発注者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受注者 江南市村久野町門弟山204
株式会社 総合家具 ヤマケン
代表取締役 山口 貴幸

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和 7 年 5 月 20 日 午前 10 時 00 分				
物件名	小型貨物自動車(ボンネットバン型)				
納入場所	江南市 下水道課(江南市般若町中山146)				
氏名	第 1 回 入 札	第 2 回 入 札	第 3 回 入 札	摘 要	
弘盛自動車(有)	1,267,200				
江南スズキ自動車販売(株)	1,350,000				
南條モータース	1,770,000				
江南自動車販売(株)	1,300,000				
(株)林自動車整備工場	1,250,000			落札	
(株)栗木自動車	1,600,000				

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる金額である。

売 買 契 約 書

- 1 物 件 名 小型貨物自動車（ボンネットバン型）
- 2 納 入 場 所 江南市般若町中山1-4-6 （下般若配水場）
- 3 規 格 ・ 品 質 別紙仕様書のとおり
- 4 納 期 令和7年10月31日
- 5 契 約 金 額 金、 1,375,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金、 125,000 円
- 6 契 約 保 証 金 免 除

上記物品の売買について、発注者江南市と受注者(株)林自動車整備工場との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月21日

発注者 江南市長 澤田和延

受注者 江南市古知野町宮裏67
(株)林自動車整備工場
代表取締役 林 元彦

入札執行調書

執行年月日 令和7年5月21日

(単位:円)

業 務 名	参議院愛知県選出議員選挙ポスター掲示場設置除去委託			
業務場所	江南市全域(145箇所)			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
株式会社 安藤工務店	4,250,000			◎落札
株式会社 クワケン	4,350,000			
株式会社 波多野工務店	4,300,000			
有限会社 三ツ口建設	4,280,000			
松岡建設 株式会社	4,330,000			

上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 参議院愛知県選出議員選挙ポスター掲示場設置除去委託

2 業務場所 江南市全域(145箇所)

3 委託期間 自 令和7年5月23日

至 令和7年7月30日

4 委託料 金 4,675,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 425,000 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 株式会社 安藤工務店
との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、
各自1通を保管する。

令和7年5月22日

委託者 江 南 市
市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市前飛保町寺前183
株式会社 安藤工務店
代表取締役 安藤 誠彦

入 札 執 行 調 書

(単位 : 円)

執行年月日	令和7年5月21日 午前 10時00分				
物件名	参議院愛知県選出議員選挙ポスター掲示板				
納入場所	江南市選挙管理委員会の指示による				
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要	
株式会社サインズコーナン	辞退				
株式会社中部選挙設備	事前辞退				
株式会社サイン工房FULL	3,980,000			◎ 落札	
株式会社三昭堂	辞退				
株式会社ムサシ 名古屋支店	事前辞退				

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品 名 参議院愛知県選出議員選挙ポスター掲示板
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数 量 別添仕様書のとおり

2 契 約 金 額 金4,378,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金398,000 円

3 契 約 保 証 金 免 除

4 納 入 期 限 令和7年6月20日

5 納 入 場 所 江南市選挙管理委員会の指示による

上記物品の製造請負について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社サイン工房FULL(以下「受注者」という。)との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月22日

発注者 江南市
市 長 澤田 和延

受注者 一宮市三ツ井1丁目14-5
株式会社サイン工房FULL
代表取締役 西村 寧

2025年05月27日 09時06分



入札見積履歴

案件番号 2505022321700658725
調達整理番号 66
案件名称 江南駅周辺交通環境検討委託
予定価格 4,480,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.27 09:06

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000957200	中日本建設コンサルタント株式会社	<u>4,300,000円</u>		
2	2000626000	株式会社大増コンサルタンツ	<u>4,450,000円</u>		
3	2003456900	若鈴コンサルタンツ株式会社	<u>4,500,000円</u>		
4	2001027203	中部復建株式会社 一宮営業所	<u>5,000,000円</u>		
5	2001055300	株式会社石田技術コンサルタンツ	<u>5,000,000円</u>		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 江南駅周辺交通環境検討委託
- 2 業務場所 江南市古知野町地内
- 3 委託期間 自 契約成立の翌日
至 令和8年3月27日
- 4 委託料 金4,730,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金430,000円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 中日本建設コンサルタント株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 5 月 28 日

委託者

江南市

市 長

澤田 和延

受託者

名古屋市中区丸の内1-16-15

中日本建設コンサルタント(株)

代表取締役社長 庄村 昌明

2025年05月27日 09時22分

入札見積履歴

案件番号 2505132321700659820
調達整理番号 67
案件名称 道路更新防災等対策事業 橋梁点検委託
予定価格 7,590,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.27 09:21

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2003456900	若鈴コンサルタンツ株式会社	<u>7,500,000円</u>		
2	2000993600	株式会社中部テック	<u>7,600,000円</u>		
3	2000957200	中日本建設コンサルタント株式会社	<u>8,100,000円</u>		
4	2001014800	日本工営都市空間株式会社	<u>10,300,000円</u>		
5	2000418200	中央コンサルタンツ株式会社	<u>13,800,000円</u>		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 道路更新防災等対策事業 橋梁点検委託
- 2 業務場所 江南市山王町地内 外19
- 3 委託期間 自 令和 7 年 5 月 29 日
至 令和 8 年 2 月 27 日
- 4 委託料 金 8,250,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 750,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 若鈴コンサルタンツ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 5 月 28 日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 名古屋市西区中小田井五丁目450番地
若鈴コンサルタンツ株式会社
代表取締役 吉田 伸宏

入札見積履歴

案件番号 2505122321700659415
調達整理番号 68
案件名称 江南市障害者計画等策定業務委託
予定価格 5,870,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.27 09:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000998400	株式会社名豊	<u>2,720,000円</u>		
2	2000687701	株式会社サーベイリサーチセン ター 名古屋事務所	<u>5,470,000円</u>		
3	2000182200	株式会社ジャパンインターナシ ョナル総合研究所	<u>5,580,000円</u>		
4	2005218501	Next-i株式会社 名古屋支店	辞退		
5	2000128700	株式会社エディケーション	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 江南市障害者計画等策定業務委託
- 2 業務場所 市が指定した場所
- 3 業務期間 自 令和7年5月28日
至 令和9年3月31日
- 4 委託料金 2,992,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 272,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社名豊との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年5月27日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中村区名駅南1丁目21番19号

株式会社名豊

代表取締役 小池 武史

入札見積履歴

案件番号 2505022321700658736
調達整理番号 69
案件名称 街路樹保全委託(1)
予定価格 9,281,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.27 09:48

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2001036101	村繁造園土木株式会社 江南支店	9,200,000円		
2	2000324100	伊神工業株式会社	9,400,000円		
3	2004338700	大澤造園土木株式会社	9,400,000円		
4	2000811300	有限会社山田組	9,600,000円		
5	2000678801	昭和土建株式会社 江南支店	9,800,000円		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 街路樹保全委託(1)
- 2 業務場所 江南市草井町地内 外19
- 3 委託期間 自 令和 7 年 5 月 29 日
至 令和 7 年 12 月 12 日
- 4 委託料 金 10,120,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 920,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 村繁造園土木株式会社
江南支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実に
これを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名
押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 5 月 28 日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 江南市前野町西36番地
村繁造園土木株式会社 江南支店
支店長 山本 昌敏

入札見積履歴

案件番号 2505022321700658738
調達整理番号 70
案件名称 道路草刈委託(3)
予定価格 3,882,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.27 13:04

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000324100	伊神工業株式会社	3,750,000円		
2	2000361000	尾関建設株式会社	3,780,000円		
3	2000505400	株式会社林本組	3,790,000円		
4	2000263700	株式会社多湖組	3,800,000円		
5	2000943000	永井建設工業株式会社	3,840,000円		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 道路草刈委託（3）
- 2 業務場所 江南市布袋町地内 外 9
- 3 委託期間 自 令和 7 年 5 月 29 日
至 令和 7 年 8 月 29 日
- 4 委託料 金 4,125,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 375,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 伊神工業株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 5 月 28 日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市草井町宮西206
伊神工業株式会社
代表取締役 伊神 武司

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年5月28日			
物件名	コピー機借上（長期継続契約）			
設置場所	江南市立学校給食センター			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
ハマヤ	33,919			
有限会社富田文溪堂 江南支店	36,530			
中部事務機株式会社尾張支店	31,946			◎
株式会社富田謄写堂	辞退			
株式会社ユニマットライフ 岐阜営業所	辞退			

※上記落札金額に100分の8に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と中部事務機株式会社尾張支店（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項によりコピー機の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って履行し、貸付人はコピー機を借受人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、コピー機が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行い、コピー機に必要な消耗品等（ただし、用紙を除く。以下同じ。）を円滑に供給することを目的とする。

（設置場所）

第2条 コピー機の設置場所は、江南市立学校給食センターとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年8月1日から令和13年7月31日まで（リース契約）とする。

（賃貸借料）

第4条 コピー機の賃貸借料は、後記のとおりとする。ただし、賃貸借物件に対する公租公課に変動が生じた場合には、借受人貸付人協議の上、これを変更することができる。

2 前項の賃貸借料には、次の費用を含むものとする。

- (1) コピー機費用
- (2) 消耗品費用
- (3) 保守点検費用

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（賃貸借料の支払方法）

第7条 コピー機の賃貸借料の支払い方法は、後記により借受人が貸付人から請求書を受領した日から起算して30日以内に、貸付人に対して支払うものとする。

（コピー機の保守）

第8条 貸付人は、コピー機を借受人が正常な状態で使用できるように技術員を毎月一回以上設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 コピー機が故障した場合は、借受人の請求により、貸付人は技術員を速やかに派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

（他の機械器具の取付け又はコピー機の改造等）

第9条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) コピー機に他の機械器具の取付け又はコピー機の改造

(2) コピー機を第2条に規定する設置場所からの移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第10条 コピー機が隠れたる瑕疵により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、貸付人が負担するものとする。

(コピー機の据付及び調整費用等)

第11条 コピー機の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(借受人の契約解除権)

第12条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を行った後に文書によってこの契約を解除することができるものとし、このために貸付人に損害が生じててもこの責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき

(4) 貸付人から契約解除の申し出があり、その事由を借受人が正当と認めるとき

(貸付人の契約解除権)

第13条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務を履行しない場合、催告を行った後に文書によってこの契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第14条 借受人又は貸付人は、前2条（ただし、第12条第4号を除く）の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(コピー機の返還)

第15条 借受人は、この契約の解約によりコピー機を返還する場合は、コピー機を搬入当時の状態にもどし、すみやかに貸付人に返還するものとする。

2 コピー機の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 コピー機に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第16条 コピー機に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第17条 借受人は、コピー機の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもってコピー機を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、コピー機及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第18条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、コピー機の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第19条 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約解除後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第20条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) コピー機について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき

(2) コピー機について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき

(江南市契約規則の遵守)

第21条 この契約に定めるもののほか、貸付人は契約履行に関して江南市契約規則(昭和54年3月20日規則第3号)を遵守しなければならない。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、借受人及び貸付人が記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年5月29日

借受人 江南市赤童子町大堀90番地
江南市長 澤田 和延

貸付人 江南市赤童子町良原165番地1
中部事務機株式会社尾張支店
代表取締役 辻 慶一

コピー機借上契約金額明細書(消費税及び地方消費税抜きの金額)

料金区分	金額内訳	
賃貸借料 (維持料金)	1 か月	22500 円 ①
保守料 (コピー料金)	コピー枚数範囲	単価
	1～500枚まで(1枚あたり)	3.1 円/枚 ②
	501枚以上(1枚あたり)	2.9 円/枚 ③
	1 か月 (②×500+③×2723)×1	9446 円 ④
年間支払予定額 (税抜)	①と④の合計	31946 円 ⑤

・コピー機1台の1か月の賃貸借料と1か月分の保守料(3223枚/月×1月)の合計額に消費税及び地方消費税を乗じた額を支払予定額(税込)とする。

入札見積履歴

案件番号 2505142321700660206
調達整理番号 78
案件名称 災害対応特殊救急自動車
予定価格 36,450,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.29 13:17

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2006690308	愛知トヨタWEST株式会社 江南店	29,100,000円		
2	2000591200	愛知日産自動車株式会社	30,600,000円		
3	2001610301	株式会社モリタ 名古屋支店	40,100,000円		
4	2000034500	平和機械株式会社	44,550,000円		
5	2006880901	株式会社ベルリング 千葉営業所	辞退		

戻る

売 買 仮 契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 災害対応特殊救急自動車
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数量 1台

2 契約金額

金 32,010,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 2,910,000円

3 契約保証金

免 除

4 納入期限

令和8年3月31日

5 納入場所

江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防本部

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）と愛知トヨタWEST株式会社 江南店（以下「受注者」という。）との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年5月30日

発注者 江南市

市 長 澤田 和延

受注者 江南市小郷町伍大力73

愛知トヨタWEST株式会社 江南店

店長 佐原 栄一

2025年05月29日 09時02分

入札見積履歴

案件番号 2505022321700658740

調達整理番号 71

案件名称 木曽川堤(サクラ)剪定

予定価格 4,463,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.29 09:02

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2004338700	大澤造園土木株式会社	4,400,000円		
2	2000811300	有限会社山田組	4,500,000円		
3	2000324100	伊神工業株式会社	4,550,000円		
4	2000678801	昭和土建株式会社 江南支店	4,600,000円		
5	2001036101	村繁造園土木株式会社 江南支店	4,700,000円		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 木曽川（サクラ）剪定
- 2 業 務 場 所 江南市草井町地内外 3
- 3 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- 4 業 務 期 間 自 契 約 成 立 の 翌 日
至 令和 7 年 6 月 3 0 日
- 5 契 約 金 額 金 4, 8 4 0, 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 4 4 0, 0 0 0 円
- 6 契 約 保 証 金 免除

上記業務委託について、委託者江南市と受託者大澤造園土木株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

委託者 江南市
市 長 澤 田 和 延

受託者 住 所 江南市前野町西 123
氏 名 大澤造園土木株式会社
代表取締役 宮田 幸穂

入札見積履歴

案件番号 2504232321700657459
調達整理番号 61
案件名称 戸籍コンピュータ機器借上
予定価格 119,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.09 10:49

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2005772302	NTT・TCリース株式会社 東海支店	<u>114,100円</u>		
2	2000600401	株式会社JECC	<u>118,000円</u>		
3	2000963205	三菱HCキャピタル株式会社 中部第一営業部	辞退		
4	2000287802	昭和リース株式会社 名古屋支店	辞退		
5	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	辞退		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)とNTT・TCリース株式会社 東海支店(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により戸籍コンピュータ機器(以下「物件」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和8年3月1日から令和14年2月29日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金125,510円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金11,410円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(物件の内容)

第6条 物件の内容は、別紙機器構成書及び別紙仕様書のとおりとする。

(物件の設置場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和8年2月28日までに、借受人において物件を使用できる状態に調整を完了して、江南市赤童子町大堀90番地の江南市役所市民サービス課、江南市布袋町東359番地の布袋支所、江南市後飛保町平野75番地1の宮田支所、江南市小杵町八幡295番地の草井支所に設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して物件の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が物件に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は物件の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項についてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) 物件に他の機械器具の取付け又は物件を改造するとき。

(2) 物件を第7条に定める設置場所から移転するとき。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第11条 物件が隠れたる瑕疵により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(物件の据付及び調整費用等)

第12条 物件の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第13条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による3か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第2条の規定により、72か月間の物件の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第19条第2項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第14条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、貸付人と協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(物件の返還)

第15条 借受人は、この契約の解約により物件を返還する場合は、物件を搬入当時の状態にもどし、すみやかに物件を貸付人に返還するものとする。

2 物件の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 物件に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第16条 物件に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第17条 借受人は、物件の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、物件が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、物件及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第18条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、物件の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第19条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員を物件の調整等のために、借受人の了解を得て、物件の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当

該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

- 2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第20条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第21条 貸付人は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代

表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 物件について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがある

とき。

(2) 物件について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第25条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年5月12日

借受人：江南市赤童子町大堀90番地

江南市

市長 澤田 和延

貸付人：名古屋市東区東桜1-1-10

NTT・TCリース株式会社 東海支店

支店長 生島 靖識

2025年05月29日 09時32分



入札見積履歴

案件番号 2505142321700660126
調達整理番号 73
案件名称 中間サーバー接続機器等一式(令和7年度更新分)
予定価格 316,760 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.29 09:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	271,800円		
2	2000600401	株式会社JECC	280,000円		

戻る

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)とNECキャピタルソリューション株式会社 中部支店(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により中間サーバー接続機器等一式(令和7年度更新分)(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金298,980円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金27,180円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙明細のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和7年12月31日までに、借受人において装置を使用できる状態に調整を完了して、借受人の指示した場所へ設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受理した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第 11 条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、60 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合

において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

- 2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有

する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が1号から4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 受託者が、1号から4号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのお

それがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 5 月 29 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江 南 市

市 長 澤田 和延

貸付人：名古屋市中区錦 1-17-1

NEC キャピタルソリューション株式会社

中部支店 中部支店長 菱木 裕一郎

入札見積履歴

案件番号 2505142321700660133
調達整理番号 74
案件名称 住民基本台帳ネットワークシステム用機器一式(令和7年度更新分)
予定価格 512,030 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.05.29 09:47

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	470,200円		
2	2000600401	株式会社JECC	488,020円		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)とNECキャピタルソリューション株式会社 中部支店(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により住民基本台帳ネットワークシステム用機器一式(令和7年度更新分)(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和8年1月1日から令和13年12月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金517,220円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金47,020円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙明細のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和7年12月31日までに、借受人において装置を使用できる状態に調整を完了して、借受人の指示した場所へ設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第 11 条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合

において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

- 2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有

する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が1号から4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 受託者が、1号から4号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのお

それがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江 南 市

市 長 澤田 和延

貸付人：名古屋市中区錦 1-17-1

NEC キャピタルソリューション株式会社

中部支店 中部支店長 菱木 裕一郎